

都市計画道路 競馬場高丸線の都市計画変更の検討について

(第2回 地元説明会) 要 旨

■日 時；平成28年5月29日（日）18：00～20：30

■場 所；仁川小学校 視聴覚室

■参加者；101名

■説明会概要；

市役所より配布資料及びスライドを使用し、「都市計画変更の概要」、「前回説明会（H28.2.14）にて頂いたご意見に対する回答」、「今後のスケジュール」などの説明を行いました。

その後に行った、意見交換・質疑応答の要旨については以下のとおりです。

また、頂いたご意見やご質問に対して説明会后、市役所にて検討した結果、補足・追加で説明できる内容がありましたので、併せて記載しています。

■意見交換・質疑応答の要旨

<凡例>

- ；参加者のご意見
- ；市役所の当日の説明
- ◎；市役所の今回の補足・追加の説明

① 検討の経緯について（競馬場高丸線整備検討会など）

（参加者の意見）

- これまでの開催された、競馬場高丸線整備検討会での内容を全く知らない。
これは住民の意見を聞いていないのと同じである。
- 自治会長に対し、会員に情報を流すように、また自治会の意見をまとめるように指導しなさい。
- 平成20年の事業着手検討の際に住民として意見を伝えていたこともあり、自治会長から誘われ検討会に2回出席したが、推進派が多く違和感があった。
- 検討会にはどのような権限があるのか。
- 一部のリーダーだけで決めるのではなく、今日のような説明会では個々の様々な意見が出るので、このような説明会を続けてほしい。

(検討の経緯についての市の説明)

- 検討会に特別な権限はありません。検討会の目的は計画変更の概略（アウトライン）をまとめることです。住民の皆様にはこの概略を基に、2月に第1回の全体説明会で説明を行いました。
- 計画の概略（アウトライン）を作成する上で、地域事情等について考慮する必要性から、自治会長やPTAの方に相談を行いました。
- 検討会で計画の概略（アウトライン）について検討した上で、全体の説明会で皆様に説明し、意見を伺っています。

② 意見の集約方法について

(参加者の意見)

- 住民の意見を聞いていない。自治会単位等個別で意見を聞くべきである。全体の場では発言しにくい者もいる。
- 立ち退きが多く、もっとも事業の影響を受ける鹿塩、仁川宮西町の住民の中で、知らない者がいることは問題である。
- 土地や住居等が計画道路にかかる人とかからない人で分けて話を聞くべきではないか。
- 小規模で一人一人の意見を聞くべきである。
- 説明会に来られない高齢者や、賃借人の意見も聞くべきである。
- 計画道路が必要かどうかを判断するのは住民であり、道路が整備されることによる害、利益等を総合的に考え判断することになるが、今回の説明会ではその部分が分からないため、判断できない。

(意見の集約方法についての市の説明)

- 過去の経験上、個別に分けて説明を行うと、各々でニュアンス等が異なってしまうというジレンマが生じます。そのため、今回は一同に会して、このような説明会としました。
- ◎7月の法定説明会では、お住まいや所有の土地などで阪急今津線の東西に分け、2部制にして説明会を開催します。
- 地権者の方には個別に説明を行っており、ご意見を伺っています。反映できる意見については計画に反映していきます。
- ◎地権者であるが個別の説明を聞いていないとの発言が2件ありましたが、説明会終了後に、確認した結果、1名については、お住まいになられているご家族と面会の上、説明しており、ご本人様とは前もって電話にてお伝えをしていました。また1名については不在であったため、直接説明が出来ていなかったものの、説明会開始前にお会いし、説明を行っていました。
- 説明会の案内は、広報誌、ホームページ、自治会の回覧を用いてお知らせしました。今後周知方法については改善出来る点について検討していきます。

→◎7月の法定説明会の案内ではもっと広く知っていただくため、これまでの案内に加え、仁川地域にお住まいの全世帯に対して、案内のちらしを7月の広報たからづか配布時に、同時に配布します（別紙1）。加えて広報板への掲示も行います。

○賃借人の方への個別対応は現在行っていません。

③ 補償内容について

（参加者の意見）

- 都市計画変更による立ち退き等で不利益を被り、人災と感じる人もいる中で、補償についての詳細な説明は、計画変更が決まってから行うというのはおかしい。
- 補償内容について、どのようにするから立ち退いてくれという話はわかる。計画変更前にもっと具体的に補償の話をしろ。
- 補償についての考え方、基本原則等を説明するべきである。
- 急に出ていけと言われても困る。考える期間はあるのか。
- 立ち退きの軒数は何件か。

（補償内容についての市の説明）

- 都市計画変更がされれば事業の着手ができ、用地測量や建物などの個別調査を行うことができることとなります。お持ちの財産や移転費用の算出ができていないことから、現在具体的なお話しをすることができません。
- 用地測量は個別の現地立ち会いが必要となります。その際にお話しを伺いながらその後の個別スケジュールを含め補償の概要を説明させていただきます。また、ご連絡を頂ければ今わかる範囲でご説明に伺います。
- お住まいの家屋の移転が必要となる場合、スムーズに移転先等のお話が進められたとしても、用地測量に着手してからお売りいただく道路用地の明渡しが完了するまで、通常2年間程度の時間を要しているのが実状です。
- 現在計画している変更案の中に土地の権利をお持ちの方を、法務局にて登記簿で確認した結果、174名です。なお、1軒に複数の権利者がいることもあります。

④ 事業実施による周辺への影響について（周辺道路及び用途地域）

（参加者の意見）

（抜け道の懸念）

- 競馬場開催の以外の時も通勤時間帯などに、西宮への抜け道に使用される可能性が考えられ、逆に危険となるのではないか。
- 抜け道とならない対策として、注意喚起の看板では効果がないのではないか。
- 地区内への流入が大幅に増加することは見込んでいませんが、抜け道とならないよう、

警察とも連携し対応します。

(現道への影響)

- 現在ある弁天池から鹿塩郵便局への道路は、競馬場高丸線整備後はどのような構造となるのか。人間が歩く道路が確保されるか確認したい。
- 現在ある弁天池から鹿塩郵便局への道路は、競馬場高丸線と立体交差します。既存道路と同等の道路の機能を確保する予定です。

(用途地域の変更)

- 沿道の利用形態を変更する予定はあるのか。住宅地が様変わりすることは望ましくない。
- 用途地域を変更する予定はありません。

⑤ 整備効果について (B/C (費用便益比))

(参加者の意見)

- 山手幹線が整備の目途がないのであれば、山手幹線の完成を含まない B/C を算出すべきである。
- またその内訳を示し、公表して頂きたい。すぐに対応ができないのであれば、その理由といつまでに行うのかを示して頂きたい。

(整備効果についての市の説明)

- この場ではすぐにお答えできないので、持ち帰り検討します。
- ◎山手幹線の完成を含まない B/C を試算した結果、1.12 でした。
なお、内訳については別紙 2 のとおりです。

⑥ 予算について

(参加者の意見)

- 予算を具体的にどのように考えているのか。
- 阪神・淡路大震災の震災復興での予算と聞いたが、それであれば熊本や東北を優先すべきである。

(予算についての市の説明)

○事業費は約60億円と試算しています。

事業費の約半分を国費で、もう半分を市費で賄います。道路は受益が長年にわたるため市費の部分の9割を借金にあたる起債を行います。また、競馬場周辺で整備される道路については中央競馬会から環境整備事業費として一部負担があり、協議を行っています。

⑦ 整備目的について（必要性含む）

(参加者の意見)

●過去の説明会では仁川団地の建て替えのために必要と聞いた。

しかし、その建て替え工事も半分ほど終わっている状況で、本日聞いた目的が当時とは変わってきている。

(整備目的についての市の説明)

○目的については本日お伝えしたとおりです。(主に以下の3項目)

- ・地域分断の解消：阪急軌道による地域の分断の解消に伴う日常の利便性の向上
- ・安全な歩行者動線の確保：通学路としても利用される安全な歩行者動線の確保
- ・地域の防災性の向上：緊急時の活動経路として、また阪神・淡路大震災のような災害発生時における命の道としての役割

○本路線を含む未着手の都市計画道路を対象に、必要性を検討し、その路線の存続、廃止等を判断するといった「都市計画道路網の見直し」を行っていますが、その中でも競馬場高丸線の必要性を確認しています。

○宝塚市では、都市計画道路を整備するにあたって、その整備の優先順位などを都市計画整備プログラムという計画にて位置付けていますが、競馬場高丸線は、本日説明した路線の必要性により、優先順位を最も高く位置付けている路線です。

⑧ 道路構造や線形について

(参加者の意見)

●計画道路の起点は、既存の競馬場の道路と県道生瀬門戸荘線との信号交差点（阪神競馬場西）と距離が近く、くいちがい交差点となり渋滞等が生じる。

(道路構造や線形についての市の説明)

○JRAへ続く道路は公道ではなく、JRAの私道であり、敷地内通路です。

○昭和32年の計画決定とほぼ同時期にJRAの敷地内通路は設置されています。

○現在JRAに敷地内通路を、計画道路と直角交差点となるように移設することができるか協議を行っています。

⑨ 其他のご意見について

(参加者の意見)

- 人口は10年で急激に減るため、必要ない。
- 子供、孫の代には便利かなとは思った。

■説明会后、市役所にお電話で頂いたご意見

説明会后に、説明会では意見を言えなかったという方3名から、市役所にお電話を頂きご意見を頂きました。その要旨については以下のとおりです。

(発言しなかった・できなかった理由)

- 賛成と発言すると喧嘩になると感じたため、発言できなかった。
- 事業実施しないととなると、地域に住み続けることになり、喧嘩をするわけにはいかず、発言できなかった。
- 雰囲気が悪く、あの場で意見できなかった。説明会后、周囲の人と話をしたが、同様の意見であり、みんな賛成であった。

(賛成の理由)

- 通学路は危険であり、登校時に旗持ち当番の時に児童を誘導していても痛感する。
- バスが通れば対向できず渋滞が起き、自家用車を運転していても危険を感じる。
- 災害時の緊急車両については、他地域で見えても通れないことは問題である。
- こんな狭い道しかない状態では若い人が仁川に移り住んでこなくなる。

(その他)

- 事業について今回初めて聞いたという複数の意見には疑問がある。
平成7年、19年に仁川会館で数度説明会があり、事業を知らないはずはない。
- 住家が予定地内にあり、事業をするなら明け渡さないといけない。このまま建物の手直しもできず、不安定なままで年齢を重ねるのは辛い。もちろん長く住むこの地域に必要な公共事業なので協力させてもらう。

◎説明内容でご不明な点や、お知りになりたいことがありましたら、お手数ですが、以下に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

■今後のスケジュール（当面の予定）

説明会では説明したとおり、当面の予定は以下のとおり考えています。

- 平成28年 7月8日 都市計画審議会（事前説明）
- 平成28年 7月24日 都市計画法に基づく、法定説明会
- 平成28年 9月 変更案の縦覧
 - ・変更案に対するご意見の受付（2週間）
- 平成28年 10月 都市計画変更の決定
 - ・都市計画審議会（諮問）
- 平成28年 11月 事業認可
 - ・兵庫県より事業実施の同意を得る
- 平成28年 12月 事業着手
 - ・詳細設計、用地測量など

<補足>

- ・説明会等で頂いたご意見の要旨（本資料に取りまとめている要旨）については、7月8日に開催される都市計画審議会の事前説明にて説明を行います。
- ・変更案の縦覧は都市計画法で定められた事項であり、この2週間で正式にご意見を提出して頂くことになります。その意見の提出方法等については7月24日の説明会でご説明します。
- ・そこで頂いたご意見については、10月の都市計画審議会にて説明を行い、都市計画変更の決定するにあたっての判断材料となります。

【問い合わせ先】

宝塚市 都市安全部 建設室 道路政策課
TEL 0797-77-2097、FAX 0797-77-9119
E-Mail m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

都市計画道路 競馬場高丸線ほか 1 路線

都市計画変更に係るお知らせ

※ほか 1 路線とは都市計画道路 山手幹線の一部の区間です。(位置については裏面をご参照ください)

●都市計画法に基づく法定説明会を開催します。

宝塚市では都市計画道路 競馬場高丸線と都市計画道路 山手幹線の一部の整備を検討しています。都市計画道路の整備に先立つ都市計画変更について、都市計画法に基づく法定説明会を以下のとおり開催します。

今回の説明会は都市計画変更の影響を直接受ける地域を阪急今津線の東西で 2 地区に分け、2 部制とさせていただきます。

※どちらも説明内容は同じであり、午前、午後ともどなたでも参加可能です。

なお、駐車場が数台分しかありませんので、極力お車でのご来場は避けて頂くよう、よろしく申し上げます。

1. 日 時;【第 1 部】・平成 28 年 7 月 24 日(日) 10:00 ~
・説明の対象地域は阪急今津線より**東側(競馬場側)**
鹿塩 2 丁目地域など
【第 2 部】・平成 28 年 7 月 24 日(日) 13:30 ~
・説明の対象地域は阪急今津線より**西側(小学校側)**
仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川高丸、仁川旭ガ丘、仁川団地地域など
2. 場 所; 仁川小学校 1F 視聴覚室(コミュニティ室よりお入りください)
3. 内 容; ・都市計画道路の変更(標準幅員の変更等(8m→14m))とその影響等についての説明
・ご意見の集約方法や今後のスケジュール等についての説明

●前回の説明会(H28.5.29 開催)で頂いたご意見や市の説明を公開しています。

平成 28 年 5 月 29 日開催の説明会で頂いたご意見や市の説明については、自治会回覧にて回覧を行っております。あわせてホームページでも同資料の他、当日の説明資料や前々回の説明会資料などについても公開しています。

・ホームページアドレス; <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/> ・QRコード;

・広報 ページ ID ; 1016061



●ご不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宝塚市 都市安全部 建設室 道路政策課

TEL 0797-77-2097、FAX 0797-77-9119

E-Mail m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市では都市計画道路 競馬場高丸線ほか1路線に ※ ついて都市計画の変更と道路整備を検討しています。

※ほか1路線とは都市計画道路 山手幹線の一部の区間です。

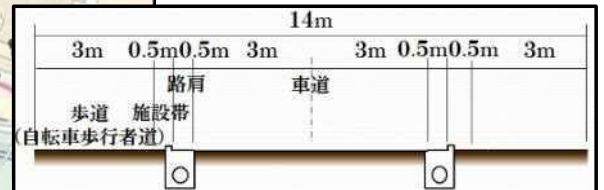
(事業概要)

【位置図】



【標準断面図】

(都市計画変更案)



標準断面図は現在案の段階であり、決定したものではありません。

現在の標準幅員は 8m です。(昭和 32 年決定)

● 路線概要

競馬場高丸線は県道生瀬門戸荘線から山手幹線(未整備)をつなぐ約 900mの補助幹線道路です。

今回の事業では山手幹線の一部整備をあわせ、仁川高丸地域との接続も計画しています。

この事業により、阪急今津線による仁川地域の分断解消、円滑な県道への接続による日常の利便性の向上のほか、緊急車両の活動経路や避難経路としての地域防災性の向上、現在生活道路上で混在する車両と歩行者とを分離することによる地域の歩行者安全性の向上などを図ります。

事業の実施にあたっては、国庫補助金(事業費の約 1/2)を活用するとともに、工事の施工におけるコスト削減に努めてまいります。

● 事業期間及び総事業費

○事業期間 ; 平成37年度に全線供用することを目標としています。

○総事業費 ; 概算金額で約 60 億円と試算しています。

● 事業スケジュール(当面の予定)

○平成28年 9月 変更案の縦覧
・変更案に対するご意見の受付(2週間)

○平成28年 10月 都市計画変更の決定
・都市計画審議会(諮問)

○平成28年 11月 事業認可
・兵庫県より事業実施の同意を得る

○平成28年 12月 事業着手
・詳細設計、用地測量など

都市計画道路 競馬場高丸線 B/C(費用便益分析)について

(山手幹線の完成を含まない想定)

① 全体的な考え方について

・B/C(費用便益比)とは、支出した費用によって得られる成果の指標のことであり、1を超えると支出した費用より、得られる成果の方が多いと判断するものです。

・競馬場高丸線の費用便益分析については、国土交通省が示す「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」、「費用便益分析マニュアル」等に基づき行っております。

・算出は平成26年度に行ったもので、供用開始年次を平成40年度と設定し、「費用便益分析マニュアル」に従い、社会的割引率4%、検討年数50年として算出しています。

② 費用について

・費用については、事業費は約60.0億円、維持管理費は50年間で約0.7億円と試算しています。また、社会的割引率を用い、将来価値を現在価値に換算した場合の現在価値では、事業費は約39.2億円、維持管理費は50年間で約0.2億円と試算しています。なお、現在価値における事業費の算出では、費用から用地費の50年後残存価格を控除します。

③ 便益について

・便益については、「費用便益分析マニュアル」にて、十分な精度で計測が可能でかつ金銭表現が可能である「走行時間短縮」「走行経費減少」「交通事故減少」の項目について算出するとあり、本件も同様の項目について算出しております。

・「走行時間短縮」については、現在価値で約24.1億円と算出しています。競馬場高丸線が供用することにより、宝塚第一中学校付近より県道生瀬門戸荘線へのアクセスが約5分短縮されると想定しています。

・「走行経費減少」については、現在価値で約14.4億円と算出しています。上記の短縮される走行時間と、幅員が広がることにより走行条件が改善されることを想定しています。

・「交通事故減少」については、現在価値で約5.5億円と算出しています。阪急電鉄との平面交差が解消されることによる改善が大きな要素となっています。

④ B/Cの算出について

・以上の項目より、以下のとおり費用便益比を1.12と算出しました。

$$B/C = (24.1 + 14.4 + 5.5) / (39.2 + 0.2) = 1.12$$